

2015年8月6日

復興庁 法制班 御中

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針改定（案）」に対する意見

日本生協連では、全国の生活協同組合とともに東日本大震災発災直後から4年以上が経つ現在に至るまで、生協の事業および組合員・役職員による様々な活動を通じて、被災地および被災された方々に寄り添った支援を継続してまいりました。当会は「被災者の生活環境の回復・整備、県内外の福島第一原子力発電所の事故被害者への支援、県外避難者への避難地における支援など被災者支援のための社会的な枠組み、制度の強化・拡充をする」ことを一貫して政府に求めてまいりました。

こうした立場から、「子ども・被災者生活支援法」に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針改定（案）」に対し、以下の点について意見を申し述べます。

意見

1. 「避難指示区域以外の地域から避難する状況にはなく、支援対象地域は縮小又は撤退することが適当であると考えられる」という記述は、見直しを要望します（改定案3ページ、27行目）。

（理由）県内外に避難された方々の状況は、個別の諸事情があり、それぞれの被災者の声に十分に配慮をする必要があります。特に小さな子どもを抱える親にとっては放射線の問題や育児・教育環境は切実な問題です。子ども被災者生活支援法第2条第2項では、「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」としており、その文言および趣旨に沿った、そして被災者および避難者の気持ちに寄り添った対応・施策の実施が必要です。

2. 「参考資料」の「子ども被災者支援法改定案（概要）」によれば、個別施策を網羅的に列挙することをやめていますが、これまでの施策の実施状況を点検・公表し、引き続きの実施を要望します（4ページ、23行目）。

（理由）改定前の基本方針に列挙されていた個別施策は、被災者にとっていずれも必要な施策です。これまでの取り組みの状況を点検しつつ、引き続き、被災者

への対応を強化していただき、また実施状況については、国民に対し告知する必要があります。

3. 福島県内外（近隣県ばかりではなく広域）の、特に子どもを対象にした健康調査および医療の提供等の実施および健診の対象地域の拡大と内容の充実を要望します（5 ページ、21 行目）。

（理由）子ども被災者生活支援法第 13 条第 3 項において、「被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。」としており、これらの方策の実施状況を点検し、具体策について明らかにすべきです。

4. 住宅の確保について、「福島県においては避難指示区域以外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与期間を 1 年延長した上で、平成 29 年 3 月末までとした。このことは（中略）、空間放射線量が大幅に低減していること等とも整合的」とありますが、いまなお不安に感じ今後も避難生活を継続することをせざるを得ない方もいることから、政府として避難者への住宅支援を継続することを要望します（5 ページ、5 行目）。

（理由）「政府としては、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、適切にしていく」の記述が不明確であり、その具体策を明示すべきです。

5. 「本基本方針は、必要に応じて見直す」とありますが、被災者の生活は深刻な状況が続いており、原則としては、毎年見直すことを要望します（6 ページ、6 行目）。

（理由）依然として多くの被災者の生活は不安定なため、予算を伴う施策の要否を決める基本方針の毎年の見直しは必要であると考えためです。

6. 全国各地で被災者の意見を把握し、基本方針および施策に反映させる意見聴取の場の開催を求めます（6 ページ、6 行目）。

（理由）被災者の意見を十分踏まえた基本方針および施策を策定するためです。

以上